

国東市告示第 105 号

国東市宅配ボックス設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

国東市長 松 井 督 治

国東市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、共働き世帯などの子育て世帯や単身世帯等における、留守中の宅配物や郵便物の受取を可能とする設備(以下「宅配ボックス」という。)の設置を推進することにより、当該世帯の暮らしやすい環境を整備するとともに宅配での再配達を抑制し、「物流 2024 年問題」の軽減を図り、物流における温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策に寄与するため交付する国東市宅配ボックス設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し、国東市補助金等交付規則(平成 18 年国東市規則第 62 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市の区域内に存する建物で、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のものをいう。
- (2) 戸建住宅 独立した 1 棟の住宅をいう。
- (3) 集合住宅 1 棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。
- (4) 既設住宅 第 6 条の規定による申請をしようとする日(以下「交付申請日」という。)の属する年度の前年度の末日以前に登記簿または、家屋課税台帳に登録されている住宅をいう。

(補助対象設備)

第 3 条 補助金の交付の対象となる宅配ボックス(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できること。
- (2) 盗難防止のため、容易に移動できないよう固定されていること。(ワイヤー、アンカー等)
- (3) 宅配物を受け取る正当な権原を有する受取人(以下「受取人」という。)のみが受領できるセキュリティ機能を有していること。
- (4) 3 辺の合計が 80 cm 以上の宅配物を保管できる大きさであること。ただし、集

合住宅の共用部分に設置するものにあつては、1 以上のボックスが当該要件を満たすこと。

- (5) 設置場所が本市の区域内の既設住宅であること。
 - (6) 設置場所が消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他の法令の規定に抵触しないこと。(集合住宅の住戸に設置する場合に限る。)
 - (7) 受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配および受取人による宅配物の受取が常時可能なものであること。
 - (8) 令和 7 年 7 月 1 日以降に、国東市内の事業所から購入した新品であること。
- (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自ら居住する戸建住宅若しくは集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する者(補助対象者が所有権を有しない戸建住宅若しくは集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあつては当該戸建住宅又は集合住宅の住戸の所有者(補助対象者が建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 1 項に規定する区分所有権(以下「区分所有権」という。)を有する者(以下「区分所有者」という。)から賃借する場合は、管理組合及び区分所有者)から、補助対象者が区分所有権を有する集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあつては管理組合から設置に係る同意を得た者に限る。ただし、戸建住宅の所有者との契約等により、補助対象設備の設置について、当該所有者の同意が不要とされている場合は、この限りでない。)又は共用部分での使用を目的として、所有(区分所有権に基づく所有を除く。)し、若しくは管理する集合住宅に補助対象設備を設置する者であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備を購入する時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、市税等を滞納していない者。
- (3) 本人及び本人と同一世帯に属する者が、過去に同一の補助対象設備について、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていないこと。
- (4) 国東市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しない者。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備(付属品を含む。以下同じ。)の購入及び設置に係る経費(当該設備の運搬に係る費用並びに消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 補助金は、戸建住宅又は集合住宅の住戸に補助対象設備を設置する場合にあつては 1 世帯につき 3 万円、所有し、又は管理する集合住宅に補助対象設備を設置する場合にあつては 1 所有者(区分所有者を除き、法人を含む。)又は 1 管理組合につき

30 万円を上限とする。

4 前項の規定にかかわらず、同一の戸建住宅又は集合住宅の住戸につき 3 万円、同一の集合住宅につき 30 万円(集合住宅の住戸の居住者による申請に係る補助金を除く。)を補助の上限とする。

5 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の 2 月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し(購入日、購入店舗名、購入製品名、製品型番及び購入費用等の記載があるもの)
- (2) 補助対象設備が第 3 条各号に掲げる要件を満たすことを確認できる書類
- (3) 補助対象設備の設置後の状況等が分かるカラー写真
- (4) 管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し(申請者が管理組合の場合に限る。)
- (5) 管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを示す書類の写し(申請者が管理組合の場合に限る。)
- (6) 同意書(様式第 2 号)(申請者が所有権を有しない戸建住宅(第 4 条の規定により同意を要しない場合を除く。))又は集合住宅の住戸に設置する場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、補助対象者の属する世帯につき 1 回限りとする。

3 交付申請は先着順で受け付けるものとし、交付申請額の合計が予算の範囲を超える場合は、その受付を停止するものとする。

(交付の決定等)

第 7 条 市長は、交付申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、国東市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。ただし、適当でないと認めたときは、申請者に国東市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(設置者の協力)

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者(以下「設置者」という。)は市長から次に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

- (1) 補助対象設備の使用等に関する調査等への協力
- (2) その他市長が必要と認める事項

(交付請求)

第 9 条 第 7 条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、国東市宅配ボックス設置費補助金交付請求書(様式第 5 号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、交付決定者に対し第 5 条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第 11 条 設置者は、補助対象設備の設置が完了した日から 5 年を経過する日までの間は、市長の承認を受けないで当該補助対象設備を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、設置者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその損害賠償に責めを負わない。また、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき。

(2) 法令、規則又はこの告示及び市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。